

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年10月29日（火）第562号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 1
○県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 1
- 公 安 委 員 会 規 則
○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（※）（交通企画課取扱い） 2
- 公 安 委 員 会 告 示
○遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 2
- 企 業 管 理 規 程
○鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程（※）（工業用水課取扱い） 2

告 示

鹿児島県告示第731号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第8083号	株式会社東村総樹 曾於市財部町南俣4370番地 1	種穂の採取 幼苗の育成	株式会社東村総樹 曾於市財部町南俣4370番地 1

鹿児島県告示第732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（防災重点農業用ため池緊急整備）（農用地利用保全）有山溜池地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和 6 年10月30日から同年11月27日まで
- 縦覧場所
薩摩川内市役所耕地林務水産課

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年10月29日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第13号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第 8 号を次のように改める。

(8) 削除

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年11月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第116号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年10月29日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e フィーバー戦姫絶唱シンフォギア 4 F	株式会社ジェイビー	4P1149
ぱちんこ遊技機	P デビルマン N 4 - S	株式会社ニューギン	4P1131
ぱちんこ遊技機	e A 夏色日記 G O	豊丸産業株式会社	410417
回胴式遊技機	L スマスロ 聖戦士ダンバイン MF	株式会社銀座	430531

企業管理規程

鹿児島県企業管理規程第 3 号

鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年10月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県工業用水道部会計規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道部会計規程（昭和45年鹿児島県企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「領収書」を「領収証」に改め、同条中「現金取扱員は、」の次に「現金で」を加える。

第23条を次のように改める。

（直接収納）

第23条 第18条第 1 項の規定にかかわらず、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第22条に規定する企業債のほか、鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号。以下「県会計規則」という。）第42条で定める直接収納することができる歳入に関しては、県会計規則の定めるところに準じて処理するものとする。

第32条第 6 号を次のように改める。

(6) 出納取扱金融機関に支払う経費

第34条中第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中「第 4 号までの規定により」を「第 4 号までの規定及び前項の規定により」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

前金払をすることができる経費は、政令第21条の 7 第 1 号から第 7 号までに規定するもののほか、使用料、保管料及び保険料とする。

第39条中「企業出納員は、口座振替方法により支出しようとする場合は」を「第37条の場合において」に、「振り出すとともに」を「振り出すときは」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（自動口座振替による支払）

第39条の 2 次に掲げる経費の支払は、自動口座振替により支払うことができる。

- (1) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
- (2) 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
- (3) 日本放送協会に対し支払う受信料
- (4) 出納取扱金融機関に支払う経費
- (5) 国へ納付する消費税、地方消費税及び所得税

第40条第 1 項中「若しくは口座振替の通知」を削る。

別表第 1 費用の表中

			賃金
--	--	--	----

を削る。

附 則

この規程は、令和 6 年10月29日から施行する。